2　締約国の権限のある当局は、出入国管理に関する文書についての申請を処理するために追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく申請者に通知するよう努める。

3　各締約国は、要請があった場合には、出入国管理に関する文書についての不備のない申請を受理した後合理的な期間内に、次の事項を申請者に通知する。

(a)　申請の受理

(b)　申請の処理状況

(c)　申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、滞在の期間その他の条件を含む。）

4　各締約国は、入国及び一時的な滞在に関し、自国の法令に従い、要件（必要とされる書類を含む。）を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努める。

5　1に規定する申請の処理に関して締約国が課する手数料については、合理的なものとし、及び自国の法令に従う。

第五十条の二の六　透明性

各締約国は、次のことを行う。

(a)　関連する全ての出入国管理に関する文書に係る説明資料並びに関連する書式及び文書であって、この章の規定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを公表し、又は公に利用可能なものとすること。

(b)　自然人の入国及び一時的な滞在に係る自国の法令に関し、利害関係を有する者からの照会に回答するための連絡部局その他の適当な仕組みを維持し、又は設けること。

(c)　可能な限り、自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす新たな規制の公表と当該規制の効力発生の日との間に合理的な期間を置くこと。当該公表については、電子的に利用可能なものとすることができる。

(d)　自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす出入国管理に関する措置を修正し、又は改正する場合には、(a)の規定に従って公表し、又は利用可能なものとした情報をできる限り速やかに更新することを確保すること。

第五十条の二の七　承認

1　締約国は、この章の規定に基づく自然人の円滑な移動のため、他の締約国の自然人に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　1の規定による承認は、措置の調和その他の方法によって行うことができるものとし、関係締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に与えることができる。

3　締約国は、非締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該締約国と当該非締約国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認する場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

第五十条の二の八　第九章の規定の適用

1　全締約国は、第九章の規定の適用を妨げることなく、この章の規定の実施から生ずる意見の相違を協議によって解決するよう努める。

2　締約国は、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否について、第九章に規定する手続を利用してはならない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　入国及び一時的な滞在を拒否する事案が許可する締約国による一定の実行の類型に関するものであること。

(b)　当該締約国の自然人が特定の事案に関して、可能な場合には、国内的な救済措置を尽くしたこと。

第五十条の二の九　一般的例外

この章の規定の適用上、第五十・十三条の規定を準用する。

第五十条の二の十　出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第九章及び第十章の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、他の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に関して各締約国に対して義務を課するものではない。

注釈　他の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置には、出入国管理に関する文書を含む。

第六条　ＡＪＣＥＰ協定第七章（投資）の改正

ＡＪＣＥＰ協定第七章を次のように改める。

第七章　投資

第五十一・一条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a)　他の締約国の投資家

(b)　対象投資財産

2　この章の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　締約国が政府調達に関して採用し、又は維持する措置

(b)　締約国が交付する補助金又は行う贈与

(c)　政府の権限の行使として提供されるサービス。ただし、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるものに限る。

(d)　第一議定書が効力を生ずる日の前に生じた事態に起因する請求

3　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、第六章及び前章の規定の対象となるものについては、適用しない。

4　3の規定にかかわらず、第五十一・四条及び第五十一・九条から第五十一・十三条までの規定は、第六章の規定の対象となるサービスの提供であって、締約国のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるものに影響を与える措置について適用する。ただし、その措置が対象投資財産及びこの章の規定に基づく義務に関連する場合に限る。

注釈　この4の規定は、締約国が第八条、第五十一・十四条、第五十一・十五条、第五十一・十九条から第五十一・二十一条まで又はこの章の他の関連する規定を、第六章の規定の対象となるサービスの提供であって、締約国のサービス提供者により他の締約国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるものに影響を与える措置について適用することを妨げるものではない。ただし、その措置が対象投資財産及びこの章の規定に基づく義務に関連する場合に限る。

第五十一・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「対象投資財産」とは、締約国について、当該締約国の領域にある他の締約国の投資家の投資財産であって、第一議定書が効力を生ずる日に存在しているもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいい、適当な場合には、当該締約国の法令及び国内政策に従って許可されたものをいう。

注釈1　「国内政策」とは、締約国政府が承認し、かつ、公表した投資に影響を与える政策であって、書面により公に利用可能なものをいう。各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、当該国内政策に関して、英語で、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に対して情報を提供する。